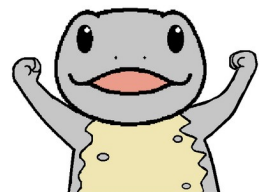


参 考 資 料

条例や基準などを掲載
しているモリン。



条 例

資料 1	会津若松市環境基本条例	113
資料 2	会津若松市生活環境の保全等に関する条例	115

大気汚染

資料 3	大気汚染に係る環境基準値の概要	120
------	-----------------	-----

水質汚濁

資料 4	人の健康の保護に関する環境基準	121
資料 5	生活環境の保全に関する環境基準（河川）	122
資料 6	生活環境の保全に関する環境基準（天然湖及び人工湖）	122
資料 7	生活環境の保全に関する環境基準（窒素、リン）	122
資料 8	令和 5 年度公共用水域水質調査結果	123
資料 9	令和 5 年度猪苗代湖及び流入河川水質調査結果	126

騒音・振動

資料 10	騒音にかかる環境基準	127
資料 11	騒音規制法・県条例の規制地域及び規制基準	128
資料 12	特定及び指定施設一覧	128
資料 13	振動規制法の規制地域及び規制基準	129
資料 14	振動規制法の特定施設	130
資料 15	法令に基づく特定・指定施設届出状況	130
資料 16	特定建設作業及び騒音指定建設作業に関する基準	131
資料 17	騒音特定建設作業及び騒音指定建設作業	131
資料 18	振動特定建設作業	132
資料 19	深夜営業の規制基準	132

悪 臭

資料 20	会津若松市の悪臭防止法による規制地域	133
資料 21	特定悪臭物質を含む気体の事業場の敷地境界線の地表における規制基準	133
資料 22	福島県悪臭防止対策指針に基づく基準	133

条 例

資料1 会津若松市環境基本条例

平成9年3月28日公布
会津若松市条例第18号

目 次

前文

第1章 総則（第1条－第6条）

第2章 環境の保全及び創造に関する施策の基本方針等（第7条－第9条）

第3章 環境の保全及び創造に関する活動の支援等（第10条－第14条）

附則

わたしたちのまちは、雄大な自然と史跡若松城跡に代表される豊富な歴史的文化遺産の中で、今日まで着実な発展を続けてきた。

しかしながら、近年の都市化の進展や生活様式の変化等に伴い、本市においても新たな課題として都市型及び生活型公害の発生や廃棄物の増加及び不法投棄等の問題が顕在化してきており、さらに、元来自然が持つ浄化能力を上回る生産活動や消費活動そのものが直接、間接に地球規模で環境に影響を与えていることから、新たな対応が求められている。

健全で恵み豊かな環境の下に、健康で文化的な生活を営むことは市民の権利であり、わたしたちは、この良好な環境を保全及び創造し、将来の世代に継承していくべき責務を有している。

このような認識の下、市民、事業者及び行政のすべての者の協力と働きかけによって、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会を構築し、人と自然が共生できる会津若松市の実現を目指し、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、本市におけるより質の高い環境の保全及び創造とゆとりと潤いのある快適な地域づくりの実現のため、環境の保全及び創造に関する基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- (3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壤の汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。）に係る被害が生ずることをいう。

（基本理念）

第3条 環境の保全及び創造は、環境を健全で恵み豊かなものとして維持することが市民の健康で文化的な生活に欠くことのできないものであるとの認識に立ち、現在及び将来の市民が健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受できるようにするため、環境資源及び自然の生態系に十分配慮し、適切に行われなければならない。

2 環境の保全及び創造は、すべての者の協力と働きかけによって行われなければならない。

3 地球環境保全は、あらゆる事業活動及び日常生活において自主的かつ積極的に推進されなければならない。

（市の責務）

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、市民の健康で文化的な生活の確保するため、次章及び第3章に規定する環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（事業者の責務）

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するため、必要な措置を講ずる責務を有する。

2 事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合にその適正な

処理が図られることとなるよう必要な措置を講ずる責務を有する。

- 3 事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たっては、環境への負荷を低減させるため、必要な措置を講ずる責務を有する。
- 4 前3項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に積極的に協力する責務を有する。

(市民の責務)

第6条 市民は、基本理念にのっとり、日常生活から生ずる環境の保全上の支障の防止に努める責務を有する。

- 2 前項に定めるもののほか、市民は、基本理念にのっとり、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に積極的に協力する責務を有する。

第2章 環境の保全及び創造に関する施策の基本方針等

(施策の基本方針)

第7条 市は、環境の保全及び創造に関する施策の策定及び実施に当たっては、基本理念にのっとり、次に掲げる事項の確保を旨として、各種の施策相互の連携を図りつつ総合的かつ計画的に行わなければならない。

- (1) 公害を防止し、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素を良好な状態に保持することにより、市民の健康を保護し、生活環境及び自然環境を適正に保全すること。
- (2) 生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保を図るとともに、森林、農地、水辺地等における多様な自然環境の保全及び回復を図り、人と自然が健全に共生できる良好な環境を確保すること。
- (3) 人と自然との豊かな触れ合いの確保並びに良好な景観の創造と保全及び歴史的文化遺産の保全を図ること。
- (4) 資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用、廃棄物の減量等の推進を図ること。
- (5) 地球環境保全及び環境への負荷の低減を図ること。

(環境基本計画の策定及び公表)

第8条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、会津若松市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を定めるものとする。

- 2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な目標及び施策の方向
- (2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

- 3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、市民の意見を反映するよう必要な措置を講じなければならない。

- 4 市長は、環境基本計画を定めたときは、これを公表しなければならない。

- 5 環境基本計画を変更する場合は、前2項の規定を準用する。

(市の施策の策定等に当たっての配慮)

第9条 市は、施策の策定及び実施に当たっては、環境の保全及び創造に配慮するとともに環境基本計画との整合を図るものとする。

第3章 環境の保全及び創造に関する活動の支援等

(情報の収集)

第10条 市は、環境の保全及び創造に関する情報を積極的に収集するものとする。

(情報の提供)

第11条 市は、環境の保全及び創造に関する情報を積極的に提供するものとする。

(環境教育及び学習の促進)

第12条 市は、環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興を図り、すべての者が環境の保全及び創造についての理解を深めるとともに、これらの者の環境の保全及び創造に関する活動を行う意欲が増進されるようにするため、必要な措置を講ずるものとする。

(自主的活動の支援)

第13条 市は、事業者、市民又はこれらの者が組織する民間の団体が自発的に行う環境の保全及び創造に関する活動が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(国及び他の地方公共団体との連携)

第14条 市は、広域的な取組を必要とする環境の保全及び創造に関する施策については、国及び他の地方公共団体と連携しながら、推進するよう努めるものとする。

附 則

この条例は、平成9年4月1日から施行する。

資料2 会津若松市生活環境の保全等に関する条例

平成12年3月31日公布

会津若松市条例第16号

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、会津若松市環境基本条例（平成9年会津若松市条例第18号）第3条に定める基本理念にのっとり、法令に特別の定めがある場合を除くほか、生活環境の保全等について、市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、必要な事項を定めることにより、良好な生活環境の保全及び創造に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 生活環境の保全等 大気、水、土壌等を良好な状態に保持することにより、人の健康の保護及び生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。）の保全及び創造を図ることをいう。
- (2) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう。
- (3) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (4) 空き缶等 飲食料品を収納していた容器、たばこの吸い殻、チューインガムのかみかす、紙くずその他これらに類する物で、捨てられ、又は放置されることにより散乱の原因となるものをいう。
- (5) ポイ捨て 空き缶等をみだりに捨てること又は放置することをいう。
- (6) 回収容器 空き缶等を回収する容器で規則で定めるものをいう。
- (7) 持帰り飲食料品 屋外において容易に飲食できる飲食料品であって、これを収納する容器その他これに類する物が捨てられ、又は放置されることにより散乱の原因となるものをいう。
- (8) 公共の場所等 公共の場所及び自己が所有し、又は管理する以外の土地又は施設をいう。
- (9) 自転車 道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第11号の2に規定する自転車をいう。
- (10) 自転車の放置 公共の場所等において、自転車の利用者等（利用者、所有者及び管理者をいう。以下同じ。）が自転車から離れてこれを直ちに移動することができない状態をいう。
- (11) 公共用水域 河川、湖沼その他公共用に供される水域及びこれに接続する公共溝きよ、かんがい用水路その他公共用に供される水路（下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第3号に規定する公共下水道及び同条第4号に規定する流域下水道であって、同条第6号に規定する終末処理場を設置しているもの（その流域下水道に接続する公共下水道を含む。）、会津若松市農業集落排水処理施設条例（平成10年会津若松市条例第26号）第3条第1項に規定する農業集落排水処理施設その他これらに類する施設を除く。）をいう。
- (12) 小規模焼却炉 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第5条第1項に規定するごみ処理施設である焼却施設以外の焼却施設をいう。
- (13) 一般廃棄物 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第2項に規定する一般廃棄物をいう。
- (14) 野焼き 一般廃棄物を処理することを目的として、焼却施設を用いずに一般廃棄物を焼却することをいう。
- (15) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- (16) 自動車等 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に規定する自動車及び同条第3項に規定する原動機付自転車をいう。

第2章 市、事業者及び市民の責務

(市の責務)

第3条 市は、公害を未然に防止する等生活環境の保全等に努め、もって現在及び将来の市民の健康で快適な生活を確保しなければならない。

(施設の整備)

第4条 市は、生活環境の保全等のため、必要な施設の整備に努めなければならない。

(調査、監視及び公表)

第5条 市は、生活環境の保全等のため、市域の生活環境に関する必要な調査、監視及び研究に努めなければならない。

2 市は、前項の調査等を迅速かつ的確に行うために必要な測定機器、施設及び組織の効果的な整備に努めなければならない。

3 市は、第1項の調査等の結果明らかになった市域の生活環境の状況を公表しなければならない。

(苦情の処理)

第6条 市は、公害及び生活環境の悪化に関する苦情があったときは、その実情を調査し、必要に応じ県その他の関係機関と協力し、その適切な処理に努めなければならない。

(市民意識の啓発)

第7条 市は、生活環境の保全等のため、市民に対して生活環境の保全等に関する知識の普及及び意識の啓発に努めなければならない。

(環境保全協定)

第8条 市は、工場又は事業場の規模、業態、立地条件等から総合的に判断し、生活環境の保全等のために必要があると認めるときは、当該工場又は事業場を設置する事業者に対し、環境保全協定の締結を申し入れるものとする。

2 事業者は、前項の規定による協定締結の申入れがあったときは、これに応じなければならない。

(事業者の責務)

第9条 事業者は、生活環境の保全等のため、事業活動から生ずる環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 事業者は、その事業活動に伴って生ずる公害を防止するため、自らの責任と負担において必要な措置を講じなければならない。

3 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、公害の生ずるおそれがあるものを厳重に管理するとともに、公害その他市民の生活環境に支障を及ぼす行為に係る紛争が生じたときは、速やかにその解決に努めなければならない。

4 前3項に定めるもののほか、事業者は、市が実施する環境施策に協力しなければならない。

(市民の責務)

第10条 市民は、生活環境の保全等のため、日常生活から生ずる環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 市民は、生活環境の保全等に関する取組を自ら積極的に行うよう努めなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、市民は、市が実施する環境施策に協力しなければならない。

第3章 公害の防止

(公害防止計画の提出命令)

第11条 市長は、事業者の事業活動により公害が発生し、又は発生するおそれがあると認めるときは、規則で定めるところにより、当該事業者に対し、期限を定めて公害防止計画（以下「防止計画」という。）の提出を命ずることができる。

2 市長は、前項の規定により防止計画の提出を命ずるときは、当該防止計画に記載すべき事項を示して行わなければならない。

(計画変更命令)

第12条 市長は、前条第1項の規定により提出された防止計画が公害を防止するために適切でないと認めるときは、当該防止計画の変更を命ずることができる。

(実施命令)

第13条 市長は、事業者が第11条第1項の規定により提出した防止計画又は前条の規定により変更を命じられた防止計画において定めた措置を講じないときは、当該事業者に対し、期限を定めて当該措置の実施を命ずることができる。

(緊急時の協力要請等)

第14条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、関係事業者に対し、ばい煙又は排出水の量の減少について協力を求めることができる。

(1) 気象状況の影響により大気汚染が著しく人の健康を害し、又は生活環境を損なうおそれがあると認めるとき。

(2) 異常な渇水その他これに準ずる事由により水質の汚濁が著しく人の健康を害し、又は生活環境を損なうおそれがあると認めるとき。

2 事業者は、前項の規定により協力を求められたときは、速やかにばい煙又は排出水の量の減少について適切な措置を講ずるとともに、規則で定めるところにより、当該措置の状況を市長に報告しなければならない。

(報告)

第15条 事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める事項を直ちに市長に報告しなければならない。

(1) その者の事業活動により公害が発生し、又は発生するおそれがあると認められるときは、これらの公害の内容及び当該公害の防止のために講じようとする措置の状況

(2) その者の管理する施設について故障、破損その他の事故が発生した場合において、当該事故により公害が発生し、又は発生するおそれがあると認められるときは、当該事故の状況並びに当該事故に対する

応急の措置の内容及び復旧工事の計画

- 2 市長は、前項に定めるもののほか、この条例の施行に必要な限度において、事業者に対し、公害の防止に関して必要な事項の報告を求めることができる。

第4章 ポイ捨て等の禁止

（ごみ持帰りの努力義務）

第16条 何人も、屋外において自ら発生させたごみを持ち帰り、ごみの散乱を防止するよう努めなければならない。

（ポイ捨ての禁止）

第17条 何人も、空き缶等のポイ捨てをしてはならない。

（回収容器の設置義務等）

第18条 自動販売機による飲食料品の販売者は、空き缶等のポイ捨てを防止するために、規則で定めるところにより、回収容器を設置し、これを適正に管理しなければならない。

- 2 持帰り飲食料品の販売者は、空き缶等のポイ捨てを防止するために必要な措置を講じなければならない。（自動販売機の設置届出義務等）

第19条 自動販売機による飲食料品の販売者は、その設置する自動販売機（規則で定める自動販売機を除く。以下同じ。）ごとに、あらかじめ、規則で定める事項を市長に届け出なければならない。

- 2 前項の規定による届出をした者（その地位を承継した者を含む。以下「届出者」という。）は、届出事項に変更（規則で定める軽微な変更を除く。）が生じたときは、その日から30日以内にその旨を市長に届け出なければならない。
- 3 届出者は、当該自動販売機の設置を廃止したときは、その日から30日以内にその旨を市長に届け出なければならない。

（届出済証）

第20条 市長は、前条第1項の規定による届出があったときは、届出者に対し、届出済証を交付するものとする。

- 2 届出者は、当該自動販売機の見やすい箇所に届出済証を貼付しておかななければならない。
- 3 届出者は、当該届出済証を忘失し、又はき損したときは、その事実を知った日から15日以内にその旨を市長に届け出なければならない。

（宣伝物の散乱防止）

第21条 公共の場所等において宣伝物、印刷物その他の物（以下この条において「宣伝物」という。）を配布し、又は配布させた者は、当該配布場所及びその周辺において宣伝物が散乱したときは、速やかに回収する等必要な措置を講じなければならない。

（犬のふんの放置の禁止）

第22条 犬の所有者（所有者以外の者が管理するときは、その者を含む。）は、その犬がふんをしたときは、これを放置してはならない。

（自転車の放置の禁止）

第23条 何人も、公共の場所等（駐輪場を除く。次条において同じ。）において自転車の放置をしてはならない。

（自転車の放置に対する措置）

第24条 市長は、公共の場所等に自転車が放置されている場合において、良好な生活環境を保持するために必要があると認めるときは、当該自転車の利用者等が自ら当該自転車を駐輪場その他の適切な場所に移動すべき旨の警告書を当該自転車に取り付けることができる。

- 2 市長は、前項の規定による措置を講じたにもかかわらず、相当の期間を経過してもなお自転車が放置されているときは、当該自転車を撤去し、保管することができる。

（保管した自転車の措置）

第25条 市長は、前条第2項の規定により自転車を撤去し、保管したときは、規則で定める事項を告示するとともに、当該自転車の利用者等に当該自転車を返還するために必要な措置を講じなければならない。

- 2 前項の規定による告示の日から起算して6月（次項において「保管期間」という。）を経過してもなお、利用者等が引き取らない自転車又は利用者等が不明の自転車の所有権は、市に帰属する。
- 3 市長は、保管期間の経過前においても、第1項の規定による告示の日から相当な期間を経過してもなお当該自転車を返還することができない場合においてその保管に不相当な費用を要するときは、当該自転車について売却、廃棄等の処分をすることができる。

（空き地の適正管理）

第26条 空き地の所有者（所有者以外の者が管理するときは、その者を含む。）は、当該空き地の雑草、枯れ草等を除去し、清潔の保持に努めることにより、近隣住民の生活環境を損なわないよう当該空き地を適正に管理しなければならない。

第5章 都市型及び生活型公害の防止

（公共用水域の水質汚濁の防止）

第 27 条 何人も、公共用水域の水質保全を図るため、洗剤等を適正に使用し、調理くず、食用油、残飯等を公共用水域に流入させないように努めなければならない。

(小規模焼却炉による自家焼却の自粛)

第 28 条 何人も、小規模焼却炉による一般廃棄物の自家焼却の自粛に努めなければならない。

(野焼きの禁止)

第 29 条 何人も、一般廃棄物の野焼きを行ってはならない。

(迷惑騒音等の発生防止)

第 30 条 何人も、他人の迷惑となる騒音、振動、悪臭及びばい煙を発生させないように努めなければならない。

第 6 章 地球環境保全のための努力義務

(地球環境保全のための努力義務)

第 31 条 何人も、生活環境の保全等に関する取組に当たり、地球環境保全が重要であるとの意識を持ち、節電、節水、リサイクル等を推進し、環境への負荷の少ない生活様式の確立に努めなければならない。

(自動車等の利用者等の努力義務)

第 32 条 自動車等の利用者等は、自動車等の必要な整備及び適正な運転に心がけるとともに、不必要なアイドリングをしないこと及び公共交通機関、自転車等を利用することにより自動車等から発生する排出ガス、騒音及び振動を低減し、地球環境保全に努めなければならない。

第 7 章 補 則

(生活環境保全推進員)

第 33 条 市長は、第 4 章及び第 5 章に規定する事項の達成を図るため、生活環境の保全等に関する情報の収集、提供、啓発、指導その他の活動を行う生活環境保全推進員を置くものとする。

(生活環境保全重点区域の指定)

第 34 条 市長は、生活環境の保全等のため、空き缶等のポイ捨て、犬のふんの放置及び自転車の放置を特に防止する必要があると認める区域を生活環境保全重点区域に指定することができる。

2 市長は、前項の規定による指定をするときは、これを告示しなければならない。指定した区域を変更し、又は解除するときも、同様とする。

(立入調査)

第 35 条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、指定した職員に、公害を発生し、若しくは発生するおそれがあると認められる工場若しくは事業場、空き缶等が散乱している土地、自動販売機が設置されている土地、犬のふんが放置されている土地、適正な管理が行われていない空き地又は一般廃棄物の野焼きが行われている土地に立ち入り、当該施設又は設備その他の物件について必要な調査をさせることができる。

2 前項の規定により立入調査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第 1 項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(指導及び助言)

第 36 条 市長は、この条例の目的を達成するために必要と認めるときは、関係者に対し、指導又は助言を行うことができる。

(勧告)

第 37 条 市長は、第 18 条第 1 項、第 19 条第 1 項若しくは第 2 項、第 21 条、第 26 条又は第 29 条の規定に違反している者に対し、規則で定めるところにより、適当な措置を講ずるよう勧告することができる。

(命令)

第 38 条 市長は、公共の場所等において第 17 条の規定に違反してポイ捨てをした者に対し、規則で定めるところにより、空き缶等の回収その他必要な措置を講ずるよう命ずることができる。

2 市長は、公共の場所等において第 22 条の規定に違反して犬のふんを放置した者に対し、規則で定めるところにより、ふんの回収その他必要な措置を講ずるよう命ずることができる。

(委任)

第 39 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第 8 章 罰則

第 40 条 第 13 条の規定による命令に違反した者は、10 万円以下の罰金に処する。

第 41 条 第 11 条第 1 項の規定による命令に違反した者は、5 万円以下の罰金に処する。

第 42 条 次の各号の一に該当する者は、3 万円以下の罰金に処する。

(1) 第 14 条第 2 項又は第 15 条第 1 項若しくは第 2 項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

(2) 第 35 条第 1 項の規定による調査を拒み、妨げ又は忌避した者

第 43 条 第 38 条第 1 項又は第 2 項の規定による命令に違反した者は、2 万円以下の罰金に処する。

第44条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関して第40条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成12年10月1日から施行する。

（会津若松市公害防止条例の廃止）

2 会津若松市公害防止条例（昭和48年会津若松市条例第27号。次項において「旧条例」という。）は、廃止する。

（経過措置）

3 この条例の施行前に旧条例の規定によりなされた処分、報告その他の行為は、この条例の相当規定によりなされた処分、報告その他の行為とみなす。

4 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

5 この条例の施行の際現に自動販売機を設置し飲食料品を販売する者に対する第19条第1項の規定の適用については、同項中「あらかじめ」とあるのは、「平成12年10月31日までに」とする。

大気汚染

資料3 大気汚染に係る環境基準値の概要

物 質	環境上の条件
二酸化硫黄	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。(S 48.5.16 告示)
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10 ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。(S 48.5.8 告示)
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10 mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。(S 48.5.8 告示)
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。(S 53.7.11 告示)
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること。(S 48.5.8 告示)
ベンゼン	1年平均値が0.003 mg/m ³ 以下であること。(H 9.2.4 告示)
トリクロロエチレン	1年平均値が0.13 mg/m ³ 以下であること。(H 30.11.19 告示)
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2 mg/m ³ 以下であること。(H 9.2.4 告示)
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。(H 13.4.20 告示)
ダイオキシン(大気)	1年平均値が0.6pg-TEQ/m ³ 以下であること。(H 11.12.27 告示)
微小粒子状物質(PM2.5)	1年間の平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ1日平均値が35μg/m ³ 以下であること。(H 21.9.9 告示)

備考：環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については適用しません。

[大気汚染に係る環境基準 平成8年環境庁告示第73号(最終改正)]

[二酸化窒素に係る環境基準 平成8年環境庁告示第74号(最終改正)]

[有害大気汚染物質(ベンゼン等)に係る環境基準 平成30年環境省告示第100号(最終改正)]

[ダイオキシン類に係る環境基準 平成21年環境省告示第11号(最終改正)]

[微小粒子状物質に係る環境基準 平成21年環境省告示第33号]

水質汚濁

資料4 人の健康の保護に関する環境基準

項 目	基 準 値
カドミウム	0.003 mg / L 以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01 mg / L 以下
六価クロム	0.02 mg / L 以下
砒素	0.01 mg / L 以下
総水銀	0.0005 mg / L 以下
アルキル水銀	検出されないこと
P C B	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02 mg / L 以下
四塩化炭素	0.002 mg / L 以下
1, 2 -ジクロロエタン	0.004 mg / L 以下
1, 1 -ジクロロエチレン	0.1 mg / L 以下
シス-1, 2 -ジクロロエチレン	0.04 mg / L 以下
1, 1, 1 -トリクロロエタン	1 mg / L 以下
1, 1, 2 -トリクロロエタン	0.006 mg / L 以下
トリクロロエチレン	0.01 mg / L 以下
テトラクロロエチレン	0.01 mg / L 以下
1, 3 -ジクロロプロパン	0.002 mg / L 以下
チウラム	0.006 mg / L 以下
シマジン	0.003 mg / L 以下
チオベンカルブ	0.02 mg / L 以下
ベンゼン	0.01 mg / L 以下
セレン	0.01 mg / L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg / L 以下
ふっ素	0.8 mg / L 以下
ほう素	1 mg / L 以下
1, 4-ジオキサン	0.05 mg / L 以下

備考

1. 基準値は年間の平均値とします。ただし、全シアンに係る基準値については 最高値とします。
2. 「検出されないこと」とは、定められた測定方法により測定した結果、定量限界を下回ることをいいます。

[水質汚濁に係る環境基準 令和5年環境省告示第6号(最終改正)]

資料5 生活環境の保全に関する環境基準（河川）

項目 類型	基 準 値					該当水域
	水素イオン濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数	
A	6.5 以上 8.5 以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	300CFU/ 100mℓ 以下	阿賀川(大川) 湯川(滝見橋 より上流) 宮川 日橋川
B	6.5 以上 8.5 以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	1,000CFU/ 100mℓ 以下	湯川(滝見橋 より下流) 旧湯川

- 備考 1. 基準値は、日間平均とします（湖沼もこれに準じます）。
2. 農業利用水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5 mg/L 以上とします（湖沼もこれに準じます）。
3. CFUは大腸菌数を表す単位です。
4. AA、C、D、E 類型については、本市では該当する地域がないため、基準値を記載していません。

資料6 生活環境の保全に関する環境基準（天然湖及び貯水量 1,000 万m³以上の人工湖）

項目 類型	基 準 値					該当水域
	水素イオン濃度 (pH)	化学的酸素 要求量 (COD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数	
A	6.5 以上 8.5 以下	3 mg/L 以下	5 mg/L 以下	7.5mg/L 以上	300CFU/ 100ml 以下	猪苗代湖 (pHは適用 しない) 東山ダム貯 水池

- 備考 1. 水産 1 級、水産 2 級及び水産 3 級については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しません。
2. AA、B、C 類型については、本市では該当する地域がないため、基準値を記載していません。

資料7 生活環境の保全に関する環境基準(窒素、リン)

項目 類型	基 準 値	該 当 水 域
	総 リ ン	
Ⅱ	0.01 mg/L 以下	猪苗代湖、東山ダム貯水池 (東山ダムは令和 2 年度までの暫定目標 0.014)

- 備考 1. 基準値は年間平均値とします。
2. 全窒素については、本市では該当する水域がないため、基準値を記載していません。
3. I、Ⅲ、Ⅳ、Ⅴ 類型については、本市では該当する地域がないため、基準値を記載していません。

資料 8 令和 5 年度公共用水域水質調査結果

①湯川

①-1 雨降り滝上流 (環境基準類型 : A)

測定項目	単位	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平均
水温	℃	11.5	15.8	17.7	20.0	23.5	21.5	15.0	9	4.8			3.5	14.2
pH		7.4	7.5	7.5	7.5	7.8	7.7	7.5	7.5	7.3			7.4	7.5
透視度	cm	>50	>50	>50	>50	>50	>50	>50	>50	>50			>50	>50
DO	mg/L	11.0	10.0	9.4	8.8	8.8	8.4	9.9	11.6	12.5			12.7	10.3
BOD	mg/L	<0.5	0.9	0.8	0.8	1.4	0.8	1.5	0.8	0.8			0.5	0.9
COD	mg/L	2.2	2.9	3.5	4.1	3.9	3.8	3.8	3.4	3.5			2.5	3.4
SS	mg/L	3	3	5	4	5	3	6	3	3			2	4
総窒素	mg/L	0.20	0.28	0.27	0.40	0.34	0.29	0.38	0.34	0.41			0.31	0.32
総リン	mg/L	0.011	0.013	0.016	0.015	0.022	0.017	0.017	0.012	0.014			0.012	0.015

①-2 小田橋 (環境基準類型 : B)

測定項目	単位	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平均
水温	℃	12.0	17.2	19.2	23.0	27.0	22.5	15.5	10	6.0			5.0	15.7
pH		7.3	7.4	7.2	7.5	7.6	7.4	7.3	7.3	7.4			7.4	7.3
透視度	cm	>50	>50	>50	>50	>50	>50	>50	>50	>50			>50	>50
DO	mg/L	11.2	9.9	9.0	8.6	7.5	8.1	9.8	11.5	12.6			13.2	10.1
BOD	mg/L	0.7	0.8	<0.5	0.7	0.8	<0.5	0.8	<0.5	<0.5			<0.5	0.7
COD	mg/L	2.0	2.6	2.9	3.5	3.3	3.1	2.3	1.5	2.5			2.1	2.5
SS	mg/L	2	4	5	8	6	3	3	2	1			1	3.0
総窒素	mg/L	0.25	0.31	0.29	0.45	0.35	0.30	0.27	0.44	0.42			0.42	0.35
総リン	mg/L	0.016	0.024	0.026	0.024	0.033	0.023	0.015	0.016	0.014			0.013	0.020

①-3 烏 橋 (環境基準類型 : B)

測定項目	単位	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平均
水温	℃	11.1	14.9	19.0	20.9	26.7	24.9	15.1	13.8	6.9	3.9	5.3	4.9	14.0
pH		7.4	7.2	7.2	7.2	7.4	7.2	7.7	7.4	7.5	7.5	7.2	7.1	7.3
透視度	cm	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50
DO	mg/L	11.7	11.0	8.5	8.1	8.5	8.5	10.2	10.2	12.8	13.4	13.3	12.9	10.8
BOD	mg/L	1.3	0.9	0.8	1.0	1.0	0.8	0.7	0.7	1.2	1.2	0.9	0.8	0.9
COD	mg/L	2.3	2.9	2.6	3.9	3.8	3.8	2.6	3.1	2.9	2.4	2.5	3.0	3.0
SS	mg/L	1	4	3	6	3	4	2	3	2	1	1	2	3
総窒素	mg/L	0.20	0.30	0.40	0.60	1.10	0.30	0.30	0.40	0.60	0.5	0.5	0.90	0.51
総リン	mg/L	<0.05	0.050	<0.05	0.060	0.070	0.070	<0.05	<0.05	<0.05	0.050	<0.05	<0.05	0.060

①-4 鍛冶屋敷(天神橋) (環境基準類型 : B)

測定項目	単位	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平均
水温	℃	10.5	14.8	18.6	20.8	25.3	24.6	12.7	12.9	6.8	4.0	5.0	4.2	13.4
pH		7.4	7.0	7.0	6.9	6.9	7.0	6.7	6.8	6.9	7.3	7.1	6.7	7.0
透視度	cm	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50
DO	mg/L	11.5	10.1	8.5	8.2	8.9	8.0	9.2	9.8	14.0	13.6	13.5	13.1	10.7
BOD	mg/L	2.0	1.5	1.3	1.2	1.1	1.6	1.9	2.2	1.0	2.0	1.4	1.5	1.6
COD	mg/L	3.0	4.3	3.3	4.2	4.4	3.8	5.1	4.8	3.1	2.8	2.5	3.0	3.7
SS	mg/L	4	10	4	6	8	6	<1.0	1	1	2	2	1	4
総窒素	mg/L	0.80	0.70	0.80	1.00	0.80	0.90	2.00	1.50	0.90	0.9	0.9	0.50	1.00
総リン	mg/L	0.080	0.120	0.100	0.100	0.120	0.140	0.320	0.140	0.060	0.100	0.080	0.050	0.120

①-5 阿賀川合流前 (環境基準類型 : B)

測定項目	単位	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平均
水温	℃	11.7	18.0	19.5	22.5	26.5	21.0	14.0	10.8	6.3			5.0	15.5
pH		7.3	7.4	7.2	7.5	7.6	7.3	7.0	7.4	7.6			7.7	7.4
透視度	cm	>50	21	>50	>50	>50	23	>50	>50	>50			>50	>50
DO	mg/L	11.8	10.1	9.3	8.7	8.6	5.8	9.1	10.9	13.2			13.1	10.1
BOD	mg/L	3.1	2.2	1.3	0.8	1.5	27.3	3.1	2.4	1.4			1.2	4.4
COD	mg/L	3.9	5.5	4.1	3.5	4.2	9.3	1.9	2.9	3.0			3.1	4.1
SS	mg/L	14	39	9	6	13	19	1	1	1			3	11.0
総窒素	mg/L	0.88	1.05	0.84	1.04	1.00	10.60	6.26	3.33	2.00			0.99	2.8
総リン	mg/L	0.122	0.187	0.115	0.074	0.143	1.000	0.092	0.101	0.106			0.067	0.201

②旧湯川

②-1 柳橋

(環境基準類型 : B)

測定項目	単位	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平均
水温	℃	9.6	13.9	18.6	20.5	24.8	24.0	14.5	13.5	6.9	4.1	5.0	3.9	13.3
pH		7.1	6.4	6.6	6.5	6.5	6.6	6.3	6.3	6.4	6.8	6.7	6.3	6.5
透視度	cm	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50
DO	mg/L	11.3	9.8	8.0	8.1	8.1	7.6	9.9	9.7	11.9	12.5	12.6	13.0	10.2
BOD	mg/L	1.8	1.0	0.9	0.9	0.9	0.8	0.9	1.3	0.7	1.4	0.8	0.8	1.0
COD	mg/L	2.4	2.7	2.9	3.4	4.0	4.2	4.1	3.1	2.9	2.4	2.9	2.7	3.1
SS	mg/L	4	7	4	8	7	13	4	7	3	2	3	2	5
総窒素	mg/L	0.20	0.40	0.40	0.40	0.60	0.50	0.40	0.40	0.50	0.5	0.5	0.50	0.40
総リン	mg/L	<0.05	0.060	<0.05	0.070	0.080	0.080	0.050	0.050	<0.05	0.050	<0.05	<0.05	0.060

②-2 湯川橋

(環境基準類型 : B)

測定項目	単位	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平均
水温	℃	12.4	23.0	20.5	25.5	28.0	23.0	17.5	12.5	11.0			6.5	18.0
pH		7.3	7.2	7.1	7.2	7.3	7.1	7.1	7.0	7.1			7.1	7.2
透視度	cm	>50	10	>50	>50	>50	>50	>50	>50	>50			>50	>50
DO	mg/L	10.1	8.7	8.0	7.8	9.3	8.4	10.1	10.6	10.9			12.2	9.6
BOD	mg/L	3.1	2.0	1.1	0.8	0.9	0.6	1.0	0.5	1.1			0.8	1.2
COD	mg/L	3.5	7.9	3.9	3.5	3.1	3.6	3.0	3.0	2.8			2.6	3.7
SS	mg/L	9	87	12	13	11	16	8	5	3			3	17.0
総窒素	mg/L	2.37	2.21	0.63	1.02	0.97	0.83	0.68	0.72	0.78			0.72	1.09
総リン	mg/L	0.219	0.982	0.088	0.094	0.147	0.142	0.084	0.041	0.064			0.038	0.130

③古川

③-1 城西橋

(環境基準類型 : なし)

測定項目	単位	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平均
水温	℃	12.8	16.3	18.9	21.1	26.9	25.4	17.5	15	8.0	5.2	6.1	5.2	14.9
pH		7.5	7.7	7.3	7.8	8.2	7.6	7.6	7.3	7.2	7.3	7.2	7.2	7.5
透視度	cm	50	50	50	50	40	50	50	50	50	50	50	50	49
DO	mg/L	11.6	11.5	8.9	10.3	10.8	9.6	11.1	10.9	12.0	12.5	12.8	13.7	11.3
BOD	mg/L	2.9	2.7	2.2	2.0	3.2	2.4	3.3	3.3	2.9	3.1	2.8	2.1	2.7
COD	mg/L	2.9	5.5	5.1	5.3	5.9	5.1	5.8	6.6	5.1	4.5	4.8	3.9	5.0
SS	mg/L	5	7	2	3	21	6	3	2	1	7	2	2	5
総窒素	mg/L	1.20	1.10	1.40	1.50	1.30	1.60	2.10	2.40	2.50	1.9	1.7	1.30	1.67
総リン	mg/L	0.150	0.200	0.190	0.160	0.250	0.270	0.270	0.270	0.230	0.220	0.160	0.120	0.210

④湯川流入河川

④-1 黒川排水路

(環境基準類型 : なし)

測定項目	単位	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平均
水温	℃	10.5	15.0	19.0	21.9	25.4	25.3	14.7	13.6	6.4	6.0	5.0	4.8	14.0
pH		7.3	7.2	7.2	7.0	7.4	7.3	8.3	7.6	7.6	7.4	7.2	7.0	7.4
透視度	cm	50	22	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	48
DO	mg/L	10.6	9.3	8.1	8.8	8.6	7.6	13.0	11.3	14.7	11.6	12.8	12.8	10.8
BOD	mg/L	5.9	4.6	2.0	1.6	4.3	2.9	5.1	6.0	4.5	3.2	5.2	6.4	4.3
COD	mg/L	4.8	6.2	4.1	3.0	6.1	4.8	11.7	9.0	8.8	3.7	5.3	6.7	6.2
SS	mg/L	6	22	7	2	7	3	5	1	<1.0	1	1	3	5
総窒素	mg/L	2.00	1.40	1.20	1.10	1.70	1.50	6.40	4.20	5.20	2.2	2.4	3.20	2.71
総リン	mg/L	0.250	0.290	0.140	0.120	0.270	0.250	3.770	0.930	1.070	0.200	<0.05	0.390	0.640

⑤不動川

⑤-1 不動川橋

(環境基準類型 : なし)

測定項目	単位	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平均
水温	℃	11.5	17.5	21.0	24.5	27.5	24.0	16.5	10.5	6.2			5.0	16.4
pH		7.4	7.4	7.4	7.5	7.8	7.3	7.4	7.5	7.3			7.5	7.5
透視度	cm	>50	30	>50	>50	>50	>50	>50	>50	>50			>50	>50
DO	mg/L	11.4	9.7	9.2	8.2	7.7	8.2	9.8	11.6	12.3			12.8	10.1
BOD	mg/L	1.0	1.1	0.7	0.6	0.9	0.6	1.0	0.7	0.8			<0.5	0.8
COD	mg/L	2.1	3.1	2.6	2.5	2.3	2.0	2.1	2.8	2.1			1.9	2.4
SS	mg/L	3	11	5	9	4	2	2	2	2			1	4
総窒素	mg/L	0.54	0.59	0.48	0.50	0.37	0.37	0.47	0.68	0.47			0.54	0.50
総リン	mg/L	0.063	0.072	0.047	0.045	0.047	0.039	0.042	0.032	0.025			0.024	0.044

⑥金山川

⑥-1 倉橋

(環境基準類型 : なし)

測定項目	単位	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平均
水温	℃	12.5	23.0	23.0	26.5	31.5	24.5	18.5	11	6.0			5.5	18.2
pH		7.3	7.2	7.3	7.4	7.5	7.2	7.1	7.1	7.2			7.3	7.3
透視度	cm	>50	30	>50	>50	>50	>50	>50	14	>50			>50	>50
DO	mg/L	10.3	9.0	8.3	7.9	8.2	8.1	9.4	10.8	12.4			12.5	9.7
BOD	mg/L	1.2	0.9	1.0	0.6	0.9	<0.5	0.7	0.7	0.6			<0.5	0.8
COD	mg/L	3.4	4.0	4.4	3.5	3.4	2.0	2.0	3.9	2.1			2.2	3.1
SS	mg/L	16	21	14	17	13	7	5	25	1			2	12
総窒素	mg/L	0.39	0.57	0.38	0.41	0.33	0.32	0.27	0.78	0.51			0.54	0.45
総リン	mg/L	0.092	0.072	0.049	0.042	0.058	0.045	0.024	0.026	0.019			0.022	0.045

⑦日橋堰

⑦-1 河東町水路

(環境基準類型 : なし)

測定項目	単位	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平均
水温	℃	11.7	14.2	18.7	22.4	27.0	26.0	15.3	13.9	7.3	5.5	6.4	4.8	14.4
pH		7.4	7.4	7.2	7.3	7.0	7.3	7.4	7.3	7.2	7.5	7.4	7.3	7.3
透視度	cm	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50
DO	mg/L	10.2	10.2	8.6	8.1	7.6	8.9	10.0	9.7	11.7	12.9	13.1	13.0	10.3
BOD	mg/L	5.8	1.2	1.6	0.8	1.0	1.2	1.3	1.2	4.0	2.3	2.2	2.1	2.1
COD	mg/L	5.7	3.3	3.4	3.5	3.9	3.0	2.8	4.8	3.8	2.7	3.5	3.3	3.6
SS	mg/L	7	7	7	10	9	7	2	4	1	5	1	2	5
総窒素	mg/L	0.70	0.40	0.50	0.50	0.50	0.20	0.50	1.10	0.80	0.5	0.6	0.40	0.56
総リン	mg/L	0.070	0.050	0.050	0.050	0.060	0.050	0.050	0.070	<0.05	0.100	0.050	<0.05	0.060

備考

1. 環境基準類型については、10ページ 資料5を参照。
2. 定量限界値以下の場合は、定量限界値を用いて平均値を出しています。
3. 環境基準値は主要河川にのみ定められ、市内では、湯川と旧湯川が対象です。

資料9 令和5年度 猪苗代湖及び流入河川水質調査結果

猪苗代湖(中田浜)

測定項目	単位	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	3月	平均
水温	℃	11.0	16.0	20.8	27.0	29.0	21.5	17.5	11.5	7.0	3.5	16.5
pH		7.0	7.1	7.1	7.7	7.8	7.1	7.1	6.8	6.9	7.0	7.2
透視度	(cm)	>50	>50	>50	>50	>50	>50	>50	>50	>50	>50	>50
DO	mg/L	11.5	11.4	9.6	8.8	9.2	8.1	9.7	10.8	11.0	12.4	10.3
BOD	mg/L	<0.5	<0.5	0.8	0.5	0.6	<0.5	0.8	<0.5	<0.5	<0.5	0.7
COD	mg/L	1.0	0.9	1.5	1.6	1.4	1.1	1.7	1.0	1.1	0.7	1.2
SS	mg/L	2	2	1	3	3	<1	<1	<1	<1	<1	2
総窒素	mg/L	0.17	0.17	0.20	0.28	0.19	0.12	0.19	0.16	0.18	0.19	0.19
総リン	mg/L	0.006	0.005	0.020	0.007	0.007	0.003	0.004	<0.003	<0.003	0.003	0.007
大腸菌数	CFU/100mL	<1	<1	2	<1	1	1	<1	1	<1	<1	1

赤井川(戸ノ口橋)

測定項目	単位	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	3月	平均
水温	℃	12.8	21.5	19.8	24.5	27.0	21.5	14.0	8.5	4.2	3.5	15.7
pH		7.9	7.0	7.3	7.5	7.7	7.6	7.6	7.1	7.1	7.3	7.4
透視度	(cm)	>50	10	>50	25	>50	>50	>50	>50	>50	>50	>50
DO	mg/L	12.9	8.0	7.9	7.1	7.7	8.4	9.2	10.6	11.8	12.3	9.6
BOD	mg/L	1.0	1.5	1.3	0.9	1.2	1.1	0.8	0.8	<0.5	<0.5	1.1
COD	mg/L	4.7	12.2	10.9	9.1	8.7	9.9	7.8	7.9	6.7	6.4	8.4
SS	mg/L	2	93	11	13	11	17.0	3	3.0	3.0	2	15.8
総窒素	mg/L	0.37	4.06	1.07	0.99	0.82	0.94	1.02	1.47	0.95	0.90	1.26
総リン	mg/L	0.025	0.420	0.101	0.085	0.110	0.155	0.034	0.030	0.027	0.023	0.101
大腸菌数	CFU/100mL	26	54	100	45	120	23	23	29	11	8	44

原川(崎川橋)

測定項目	単位	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	3月	平均
水温	℃	11.0	18.2	18.8	21.0	23.0	17.5	14.5	9.5	4.5	4.5	14.3
pH		7.4	7.0	7.1	7.4	7.3	7.3	7.3	7.0	7.1	7.3	7.2
透視度	(cm)	>50	30	>50	>50	>50	>50	>50	5	24	>50	>50
DO	mg/L	11.3	8.8	9.0	8.2	8.6	8.0	9.6	10.0	11.6	12.5	9.8
BOD	mg/L	<0.5	0.7	0.8	0.7	0.8	<0.5	0.6	1.1	<0.5	<0.5	0.8
COD	mg/L	1.1	4.1	3.0	3.0	3.1	2.1	2.1	17.0	2.5	1.3	3.90
SS	mg/L	1	17	3	4	5	6	6	110	20	2	17
総窒素	mg/L	0.30	0.71	0.43	0.29	0.43	0.33	0.35	1.47	0.61	0.45	0.54
総リン	mg/L	0.010	0.089	0.032	0.007	0.042	0.025	0.023	0.223	0.053	0.010	0.051
大腸菌数	CFU/100mL	3	26	37	110	98	110	48	50	26	25	53

備考 1. 定量限界値以下の場合は、定量限界値を用いて平均値を出しています。

騒音・振動

資料 10 騒音にかかる環境基準

■一般地域（道路に面しない地域）

地域の類型		基準値 (dB)		本市における該当地域
		昼間 (6時～22時)	夜間 (22時～6時)	
A A	特に静穏を要する地域	50 以下	40 以下	—
A	専ら住居の用に供される地域	55 以下	45 以下	第1種低層住居専用地域 第1種・第2種中高層住居専用地域
B	主として住居の用に供される地域	55 以下	45 以下	第1種・第2種住居地域 準住居地域
C	相当数の住居と併せて、商業、工業の用に供される地域	60 以下	50 以下	近隣商業地域、商業地域 準工業地域、工業地域

注 特に静穏を要する地域とは、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域などです。

■道路に面する地域

地域の区分	基準値 (dB)	
	昼間 (6時～22時)	夜間 (22時～6時)
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 以下	55 以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域 及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 以下	60 以下
幹線交通を担う道路に近接する空間（特例）	70 以下	65 以下

（注1）幹線交通を担う道路：高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道にあっては、4車線以上の車線を有する区間に限る。）等を表します。

（注2）幹線交通を担う道路に近接する空間：以下のように車線数の区分に応じて道路の敷地境界線からの距離によりその範囲が特定されます。

- ・ 2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路…15メートルまでの範囲
- ・ 2車線を越える車線を有する幹線交通を担う道路…20メートルまでの範囲

（注3）幹線交通を担う道路に近接する空間において、個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては45デシベル以下、夜間にあっては40デシベル以下）によることができます。

〔騒音に係る環境基準 平成24年環境省告示第54号
(最終改正)〕

資料11 騒音規制法・県条例の規制地域及び規制基準

地域区分	基準値 (dB)・時間の区分			該当地域 (都市計画法に定める用途地域)
	昼 間 (7時～19時)	朝 (6時～7時) 夕 (19時～22時)	夜間 (22時～6時)	
第1種区域	50	45	40	第1種低層住居専用地域
第2種区域	55	50	45	第1種・第2種中高層住居専用地域、第1種・第2種住居地域、準住居地域
第3種区域	60	55	50	近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び用途地域以外の地域
第4種区域	65	60	55	工業地域
第5種区域	75	70	65	工業専用地域

(注1) 学校、保育所、病院、診療所(患者の収容施設を有するもの)、図書館並びに特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園の敷地の周囲50m区域では上表に掲げる数値からそれぞれ5dBを減じた値となります(ただし、第1種区域を除く。)

(注2) 工場等の敷地が区域の区分を異にする隣地と直接接する場合における規制基準は、当該工場等の敷地に係る区域の区分に応じた値と当該隣地に係る区域の区分に応じた値との和の2分の1に相当する値です。

(注3) 該当地域のうち下線を付した地域は、県条例の規制地域です。

資料12 特定及び指定施設一覧 ・ ・ ・ 【※設置30日前までに市に届出が必要です。】

1	金属加工機械
	イ 圧延機械(原動機の定格出力の合計が22.5kW以上のものに限る。)
	ロ 製管機械
	ハ バンディングマシン(ロール式のものであつて、原動機の定格出力が3.75kW以上のものに限る。)
	ニ 液圧プレス(矯正プレスを除く。)
	ホ 機械プレス(呼び加圧能力が294kN以上のものに限る。)
	ヘ せん断機(原動機の定格出力が3.75kW以上のものに限る。)
	ト 鍛造機
	チ ワイヤフォーミングマシン
	リ ブラスト(タンブラスト以外のものであつて、密閉式のものを除く。)
県	ヌ タンブラー
	ル 切断機(といしを用いるものに限る。)
	2 空気圧縮機及び送風機(原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る。)
	3 土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機(原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る。)
県	飼料・有機質肥料製造用又は農業製造用のふるい分機及び分級機(原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る。)
	4 織機(原動機を用いるものに限る。)

5	建設用資材製造機械
	イ コンクリートプラント（気泡コンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が0.45m ³ 以上のものに限る。） ロ アスファルトプラント（混練機の混練重量が200kg以上のものに限る。）
6	穀物用製粉機（ロール式のものであつて、原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る。）
7	木材加工機械
	イ ドラムバーカー ロ チッパー（原動機の定格出力が2.25kW以上のものに限る。） ハ 碎木機 ニ 帯のこ盤（製材用のものにあつては原動機の定格出力が15kW以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が2.25kW以上のものに限る。） ホ 丸のこ盤（製材用のものにあつては原動機の定格出力が15kW以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が2.25kW以上のものに限る。） ヘ かな盤（原動機の定格出力が2.25kW以上のものに限る。）
8	抄紙機
9	印刷機械（原動機を用いるものに限る。）
10	合成樹脂用射出成形機
11	鋳造型機（ジョルト式のものに限る。）
県	ガソリンエンジン（定格出力が7.5kW以上のものに限る。）
県	ディーゼルエンジン（定格出力が7.5kW以上のものに限る。）
県	冷凍機（原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る。）

（注1） 県条例の騒音指定施設は、騒音規制法に規定する指定地域内にある特定工場等に設置する騒音発生施設には適用されません。

（注2） 特定及び指定施設のうち「県」と明記されている施設は、県条例のみの指定施設です。

資料13 振動規制法の規制地域及び規制基準

地域区分	基準値（dB）・時間の区分		該当地域 （都市計画法に定める用途地域）
	昼間 （7時～19時）	夜間 （19時～7時）	
第1種区域	60	55	第1種低層住居専用地域、第1種・第2種中高層住居専用地域、第1種・第2種住居地域、準住居地域
第2種区域	65	60	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

（注）ただし、学校、保育所、病院、診療所（患者の収容施設を有するもの）、図書館及び特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園の周囲おおむね50メートルの区域内における規制基準は、当該各欄に定める当該値から5dB減じた値とします。

資料 14 振動規制法の特設施設・・・【※設置 30 日前までに市に届出が必要です。】

1	金属加工機械
	イ 液圧プレス（矯正プレスを除く。）
	ロ 機械プレス
	ハ せん断機（原動機の定格出力が 1 kW 以上のものに限る。）
	ニ 鍛造機
	ホ ワイヤージョーニングマシン（原動機の定格出力が 37.5kW 以上のものに限る。）
2	圧縮機（原動機の定格出力が 7.5kW 以上のものに限る。）
3	土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機（原動機の定格出力が 7.5kW 以上のものに限る。）
4	織機（原動機を用いるものに限る。）
5	コンクリートブロックマシン（原動機の定格出力の合計が 2.95kW 以上のものに限る。）並びにコンクリート管製造機械及びコンクリート柱製造機械（原動機の定格出力の合計が 10kW 以上のものに限る。）
6	木材加工機械
	イ ドラムバーカー
	ロ チッパー（原動機の定格出力が 2.25kW 以上のものに限る。）
7	印刷機械（原動機の定格出力が 2.2kW 以上のものに限る。）
8	ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機（カレンダーロール機以外のもので原動機の定格出力が 30kW 以上のものに限る。）
9	合成樹脂用射出成形機
10	鋳造造型機（ジョルト式のものに限る。）

資料 15 法令に基づく特定・指定施設届出状況

（令和 5 年 3 月 31 日現在）

関係法令 施設の種類の	騒音規制法	振動規制法	県条例 (騒音)
金属加工機械	63 (0)	84 (0)	12 (0)
空気圧縮機及び送風機	762 (6)	—	864 (24)
圧縮機	—	164 (5)	—
土石用又は鉱物用の破碎機及び摩砕機、ふるい及び分級機	20 (0)	13 (0)	—
土石用又は鉱物用の破碎機及び摩砕機	—	—	6 (0)
土石用、鉱物用、飼料、有機質肥料製造用又は農薬製造用のふるい分機及び分級機	—	—	5 (0)
織機	51 (0)	19 (0)	0 (0)
建築用資材製造機械	4 (0)	—	5 (0)
コンクリートブロックマシン	—	0 (0)	—
穀物用製粉機	0 (0)	—	0 (0)
木材加工機械	123 (1)	12 (0)	26 (0)
抄紙機	0 (0)	—	0 (0)
印刷機械	41 (0)	6 (0)	0 (0)
ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機	—	0 (0)	—
合成樹脂用射出成形機	112 (0)	66 (0)	8 (0)
鋳造造型機	0 (0)	0 (0)	0 (0)
ガソリンエンジン	—	—	0 (0)
ディーゼルエンジン	—	—	91 (7)
冷凍機	—	—	299 (11)
合 計	1,176	364	1316
上記施設に係る届出工場・事業場数	161	87	171

※（ ）内の数値は、令和 5 年度の届出施設数

資料 16 特定建設作業及び騒音指定建設作業に関する基準

基準種別 区域区分		騒音の規制基準	振動の規制基準	作業時間に関する基準	1日あたりの作業時間	作業期間に関する基準	作業日に関する基準
法	第1号区域	85dB	75dB	7時～19時の時間内であること	一日10時間を超えないこと	連続して6日間を超えないこと	日曜・休日でないこと
	第2号区域			6時～22時の時間内であること	一日14時間を超えないこと		
県条例（騒音のみ）			—	7時～19時の時間内であること	一日10時間を超えないこと		

- (注1) ■第1号区域 : 第1種低層住居専用地域、第1種・第2種中高層住居専用地域、第1種・第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域のうち、学校、病院等の周辺おおむね80mの地域
- 第2号区域 : 工業地域のうち、第1号地域で規制される地域を除く地域
- 県条例(騒音): 工業専用地域、調整区域、都市計画区域以外の地域(市内において騒音規制法で規制されていない地域全て)のうち、学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園の周囲80m以内の地域
- (注2) 基準を上回る騒音を発生している場合に改善勧告又は命令を行うにあたり、騒音防止対策のほかに、1日当たりの作業時間を4時間までの範囲で短縮することができます。
- (注3) この基準には、災害その他の非常事態の発生により特定建設作業を緊急に行う必要がある場合などの適用除外が設けられています。

資料 17 騒音特定建設作業及び騒音指定建設作業【※作業7日前までに市に届出が必要です。】

1	くい打機(もんけんを除く。)、くい抜機又はくい打くい抜機(圧入式くい打くい抜機を除く。)を使用する作業(くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く。)
2	びよう打機を使用する作業
3	さく岩機を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点の最大距離が50mを超えない作業に限る。)
4	空気圧縮機(電動機以外の原動機を用いるものであつて、その原動機の定格出力が15kW以上のものに限る。)を使用する作業(さく岩機の動力として使用する作業を除く。)
5	コンクリートプラント(混練機の混練容量が0.45m ³ 以上のものに限る。)又はアスファルトプラント(混練機の混練重量が200kg以上のものに限る。)を設けて行う作業(モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。)
6	バックホウ(一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が80kW以上のものに限る。)を使用する作業
7	トラクターショベル(一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が70kW以上のものに限る。)を使用する作業
8	ブルドーザー(一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が40kW以上のものに限る。)を使用する作業

資料 18 振動特定建設作業・・・【※作業 7 日前までに市に届出が必要です。】

①	くい打機（もんけん及び圧入式くい打機を除く。）、くい抜機（油圧式くい抜機を除く。）又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業
②	鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業
③	舗装版破碎機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1 日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離が 50m を超えない作業に限る。）
④	ブレーカー（手持式のものを除く。）を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1 日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離が 50m を超えない作業に限る。）

資料 19 深夜営業の規制基準

区域の区分		規制内容	音響機器の使用禁止の時間帯	音量規制	
				時間帯	基準値
A 区域	第 1 種低層住居専用地域、第 1 種・第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種・第 2 種住居地域、準住居地域	午後 11 時～翌日の午前 6 時まで	午後 10 時～翌日午前 6 時まで	45 d B	
B 区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域			55 d B	

（注 1）音響機器とは、音響再生装置、楽器、有線放送装置及び拡声装置を指します。

（注 2）音響機器の使用の制限については、音が外部に漏れない場合は適用しません。

（注 3）保育所、病院、診療所、特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園の周囲おおむね 50m 以内の区域では、上表に掲げる数値から 5 デシベル減じた値となります。

悪 臭

資料 20 会津若松市の悪臭防止法による規制地域

地域区分	規制地域（都市計画法に定める用途区域区分など）
A 区域	1 第 1 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域及び近隣商業地域 2 神指町大字南四合のうち、字深川東、字深川西、字深川、字幕内北、字幕内西、字オノ神（227 番から 505 番までに限る）、字柳原（591 番から 688 番までに限る）及び字幕内の区域 3 柳原町四丁目の区域のうち、584 番から 699 番までの区域 4 幕内南町の区域のうち、10 番並びに 11 番 14 号及び 15 号の区域
B 区域	商業地域及び準工業地域
C 区域	工業地域（A 区域の 2 及び 4 に掲げる区域を除く。）及び工業専用地域

〔平成 28 年 11 月会津若松市告示第 105 号（最終改正）〕

資料 21 特定悪臭物質を含む気体の事業場の敷地境界線の地表における規制基準（単位 ppm）

特定悪臭物質の種類	A 区域	B 区域	C 区域	に お い
アンモニア	1	2	5	し尿のようなにおい
メチルメルカプタン	0.002	0.004	0.01	腐った玉ねぎのようなにおい
硫化水素	0.02	0.06	0.2	腐った卵のようなにおい
硫化メチル	0.01	0.05	0.2	腐ったキャベツのようなにおい
二硫化メチル	0.009	0.03	0.1	腐ったキャベツのようなにおい
トリメチルアミン	0.005	0.02	0.07	腐った魚のようなにおい
アセトアルデヒド	0.05	0.1	0.5	刺激的な青臭いにおい
プロピオンアルデヒド	0.05	0.1	0.5	刺激的な甘酸っぱい焦げたにおい
ノルマルブチルアルデヒド	0.009	0.03	0.08	刺激的な甘酸っぱい焦げたにおい
イソブチルアルデヒド	0.02	0.07	0.2	刺激的な甘酸っぱい焦げたにおい
ノルマルバレルアルデヒド	0.009	0.02	0.05	むせるような甘酸っぱい焦げたにおい
イソバレルアルデヒド	0.003	0.006	0.01	むせるような甘酸っぱい焦げたにおい
イソブタノール	0.9	4	20	刺激的な発酵したにおい
酢酸エチル	3	7	20	刺激的なシンナーのようなにおい
メチルイソブチルケトン	1	3	6	刺激的なシンナーのようなにおい
トルエン	10	30	60	ガソリンのようなにおい
スチレン	0.4	0.8	2	都市ガスのようなにおい
キシレン	1	2	5	ガソリンのようなにおい
プロピオン酸	0.03	0.07	0.2	刺激的な酸っぱいにおい
ノルマル酪酸	0.001	0.002	0.006	汗臭いにおい
ノルマル吉草酸	0.0009	0.002	0.004	蒸れた靴下のようなにおい
イソ吉草酸	0.001	0.004	0.01	蒸れた靴下のようなにおい

〔平成 24 年 4 月会津若松市告示第 119 号（最終改正）〕

資料 22 福島県悪臭防止対策指針に基づく基準（臭気指数）

区域の区分	対象地域	工場等の敷地境界の地表における基準	工場等の煙突その他の気体排出口における基準		
			5 m～30m	30m～50m	50m～
第 1 種区域	悪臭防止法に基づく A 区域	10	28	30	33
第 2 種区域	悪臭防止法に基づく B 区域並びに都市計画法に基づく用途区域以外の区域	15	33	35	38
第 3 種区域	悪臭防止法に基づく C 区域	18	36	38	41

〔平成 19 年 1 月福島県告示第 5 号（最終改正）〕



Think globally, Act locally
地球規模で考え、足元から行動を！

令和6年度版『会津若松市の環境』

令和7年1月

発行 会津若松市

編集 会津若松市 市民部 環境生活課(追手町第二庁舎内)

〒965-8601 会津若松市東栄町3-46

電話 0242(39)1111(代表)

0242(39)1221(直通)

会津若松市ホームページアドレス <https://www.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp/>

会津若松市環境生活課メールアドレス kankyo@tw.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp